

## 福岡広域都市計画地区計画の決定(宗像市決定)

都市計画東郷一丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	東郷一丁目地区地区計画	
位 置	宗像市東郷、東郷一丁目及び東郷二丁目の各一部	
面 積	約6.8ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR東郷駅から北東に約1.5キロメートル、JR赤間駅から西に約2.5キロメートルに位置し、市役所、福岡県宗像総合庁舎、宗像警察署等の公共施設と住宅や店舗等が立地する地区である。また、第2次宗像市都市計画マスタープランでは「公共施設用地」として位置づけている。</p> <p>周辺は、多様性と秩序ある低中層住宅地の形成を図る「低中層住宅地」である。そこで、低中層住宅地に隣接する公共施設用地として、行政機能の集積及び周辺市街地と調和した低中層住宅地の形成と維持、保全を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>行政機能の集積及び周辺市街地と調和した低中層住宅地の形成と維持、保全を図るため、地区を2つに細区分し、それぞれ次のように土地利用を誘導する。</p> <p><b>【公共施設地区】</b> 公共施設の立地を誘導し、行政機能に特化した都市機能の集約を図る。</p> <p><b>【住宅地区】</b> 戸建住宅や集合住宅などの立地を計画的に行うとともに、住環境に調和する利便施設や業務施設などの立地を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限を定め、行政機能の集積及び周辺市街地と調和した低中層住宅地の形成と維持、保全を図る。</p>

	地区の細区分	地区の名称	公共施設地区	住宅地区
		地区の面積	約 4.6 ヘクタール	約 2.2 ヘクタール
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</li> <li>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</li> <li>3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</li> <li>4 ホテル又は旅館</li> <li>5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設</li> <li>6 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）</li> <li>7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>8 病院</li> <li>9 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>10 自動車教習所</li> <li>11 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</li> <li>12 自動車修理工場</li> </ol>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ホテル又は旅館</li> <li>2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設</li> <li>3 都市計画法施行規則第17条の2第1項各号で定める庁舎</li> <li>4 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</li> <li>5 病院</li> <li>6 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>7 自動車教習所</li> <li>8 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</li> </ol>
			備考	用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」